

本場水産物部における主な取引条件について

株式会社大水 大阪本場支社では、大阪市中心卸売市場業務条例 4 2 条の売買取引の公表に関するものより、以下のとおり、売買取引の条件を定めています。

1 営業日及び営業時間について

(1) 営業日

「臨時休開場日カレンダー」のとおりです。

(2) 営業時間

午前 2 時～午後 3 時

2 取扱品目について

生鮮水産物及びこれらの加工品・冷凍食品

(鶏肉以外の肉類に係るものを除く。)

3 生鮮食料品等の引渡しの方法について

当社が指定する場所での引き取り

各取引先様が指定する場所への配送

4 委託手数料その他の生鮮食料品等の卸売に関し出荷者又は買受人が負担する費用の種類、内容及びその額について

各取引先様との協議の上決定

5 生鮮食料品等の卸売に係る売買仕切金等の支払期日及び支払方法について

(1) 支払期日

各取引先様と協議の上、決定した期日

(2) 支払方法

現金、小切手、手形、送金その他各取引先様と協議の上、決定した方法

6 売買取引に関して出荷者又は買受人に交付する奨励金その他の売買仕切金等以外の金銭について

各取引先様との協議の上決定

※以上の取引条件以外についても、現行の取引条件についても今後も維持して参ります。

以 上